

提言 V
認可保育所と認証保育所等の
交流・連携の促進について

提言Ⅴ 認可保育所と認証保育所等の交流・連携の促進について

【提言の背景】

東京都内の保育所待機児童数は、平成20年には5,479人でしたが、雇用情勢の悪化を契機として平成21年に8,435人と急増し、その後、自治体や保育関係者による定員増の努力が行われつつも、平成22年に7,939人、平成23年に7,855人、平成24年に7,257人（いずれも4月1日現在）と高止まりの状況が続いています。平成24年8月には子ども・子育て新システム関連3法が可決・成立し、国や都道府県、自治体においても平成27年度の本格施行に向けた検討が行われています。この新制度を見据えつつ、国は平成25年5月に「待機児解消加速化プラン」を公表しました。同プランでは、新制度の始まるまでの期間を「緊急集中取組期間」に位置づけて、①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備、②保育の量拡大を支える保育士確保、③小規模保育事業など新制度の先取り、④認可を目指す保育施設への支援、⑤事業所内保育施設への支援の5つの柱による支援パッケージを打ち出しています。

東社協では、平成22年7月に「保育所待機児問題対策プロジェクト」を設置し、3か年にわたり多角的な視点からの待機児問題への対応をすすめてきました。プロジェクトでは、(1)保育に関わる社会資源の拡大、(2)保育人材の確保・育成、(3)保育所利用申請・相談支援のあり方、(4)ワーク・ライフ・バランスを支える子育て支援の4つを検討すべき対策の柱とした検討を行いました。平成22年度に行った保育所利用保護者3,890人、保育所利用希望保護者677人に対する調査をはじめとした実態調査をふまえ、具体的な実践事例を紹介しながら、次のような取組み方策を提言してきています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 保育に関わる社会資源の拡大<ul style="list-style-type: none">・賃貸物件や土地活用による認可保育所（株式会社を含む）整備・既存の認可保育所による分園を活用した定員拡大・待機児童の多い就労形態（短時間就労・求職中等）に対応した区市町村独自の保育施設の活用・公立・私立、認可・無認可の枠を超えた地域におけるネットワークの構築(2) 保育人材の確保と育成<ul style="list-style-type: none">・さまざまな保育団体と養成校の協働による保育人材の確保と育成・民間保育所（認証保育所を含む）における保育人材確保と育成に対する支援(3) 保育所利用申請・相談支援のあり方<ul style="list-style-type: none">・妊娠中から就学前までを見通した子育てプランによる相談支援・保育サービスの利用支援や年度途中からの入所への支援(4) ワーク・ライフ・バランスを支える子育て支援<ul style="list-style-type: none">・育児休業中に地域で孤立しないための支援 |
|---|

こうした取組み方策の一つとして、平成25年3月にプロジェクトでは、リーフレット『できることからはじめよう！保育所間交流 ～認可保育所・認証保育所等の交流・連携までの5つのSTEP～』を作成し、都内の認可保育所、認証保育所、区市町村保育主管課に配付しました。平成25年6月現在、東京都独自の施策である認証保育所は696か所で総定員は23,495人となっており、認可保育所を合わせた都内保育所定員全体の1割を超え、大都市東京の保育所待機児問題への対応に認証保育所は大きな役割を果たしているといえます。そうした中、保育所待機児問題への対応として、施設数が拡大する中、子どもにとっての保育の質を向上させ保育士の人材育成をすすめる観点から、近隣の認証保育所を支援する

ことは既存の保育所ができる努力の一つといえます。

認可保育所・認証保育所等が交流・連携をすすめ、同じ地域の子どもの育ちを支えることをめざし、以下の事項を提言します。

提言V-1 地域における保育所間の交流の促進

平成22年度にプロジェクトで認可保育所と認証保育所を対象に実施した調査では、「小規模な保育所では家庭的な雰囲気などのメリットがある一方で、小規模な施設設備や小集団では実現しにくい保育の体験もある」という課題が指摘されています。そうした中でも、図1・表1のように、公立の認可保育所の3割が「近隣の認証保育所と交流や連携を行っている」といった実践事例も出てきています。

認証保育所との交流や連携を行なった認可保育所からも「認証保育所の取組み状況を知り、地域の親が求めているものに気づかされたり、お互いに学びあえることがある。見学に訪れる保護者への情報提供もしやすくなった」といった声もみられ、同じ地域の子どもの育ちを支える保育所同士の交流・連携をよりすすめていくことが求められます。

図1 認可保育所と認証保育所の交流・連携の状況



* 認証保育所A型：定員20～120人 0～5歳
 認証保育所B型：定員6～29人 0～2歳

表1 認可保育所と認証保育所の交流や連携の実施内容（主な回答）

- 運動会やその他の行事（夏祭り・いもほりなど）に招待している。
- 園庭で一緒に遊ぶ。
- 園庭や夏にはプールを開放している。
- 月に1～2回、1・2歳児の交流を行っている。
- 同じ小学校に上がる年長児同士で交流している。
- 散歩時に交流を行っている。公園で一緒に遊ぶ。
- 認証保育所の子どもが散歩時に認可保育所に立ち寄る。
- 行事備品の貸出しを行っている。
- 保育士同士が交流研修を行っている。

(1) 近隣の認可保育所・認証保育所との積極的な交流・連携

～認可保育所・認証保育所に望まれる取組み～

近隣の認可保育所・認証保育所との連携には、同じ地域で育つ子どもたち同士の友だちが増えたり、お互いの保育所の特性を活かして生活や経験の幅を広げるといった意義があります。

プロジェクトで作成したリーフレット『できることからはじめよう！保育所間交流 ～認可保育所・認証保育所等の交流・連携までの5つのSTEP～』では、事例のヒアリングを行い、交流や連携をすすめる際に心配な5つのことについて実際にどのように実践しているかを尋ねたところ、表2のようなさまざまな実践方法が出てきています。特別なことをしなくても、できることから始めていくことで積極的な交流・連携がすすんでいきます。

表2 こうすれば安心！ 交流・連携の際に心配な5つのコトに対する実践事例

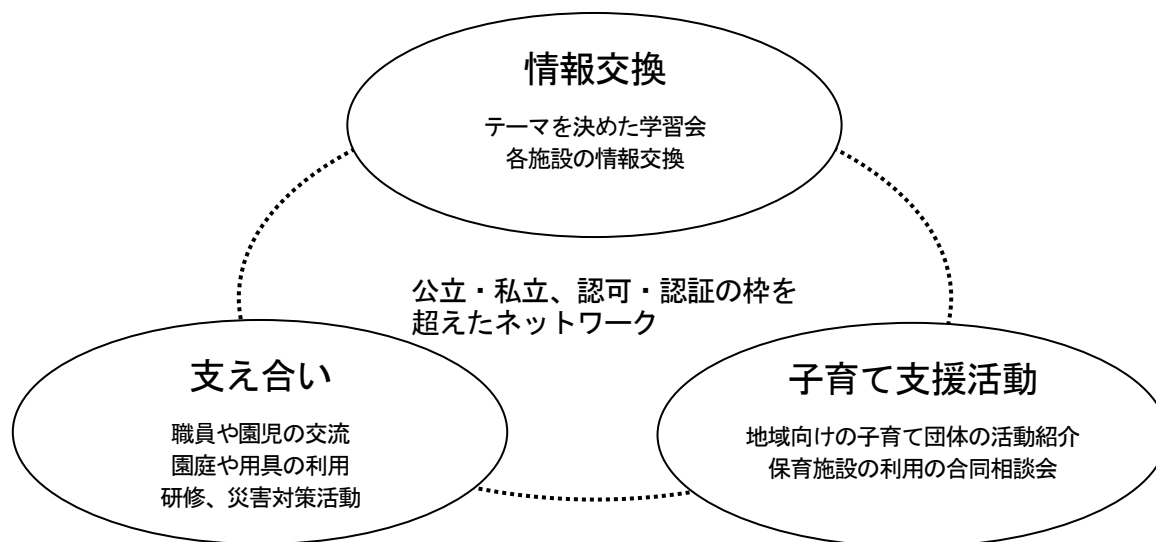
心配な5つのコト	こうすれば安心！実践事例
1 距離が離れている園で できることがわからない…	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時・災害時の協力体制 散歩中や緊急時に何かあったとき、助け合う対応ができるよう、普段から園長同士が顔の見える関係を作っている。 ○献立についての相談 アレルギー食など、経験に基づくアドバイスがもらえて貴重な情報となっている。 ○小学校訪問への同行 小学校からの授業参観の誘い、給食体験などは声のかからない近隣の小規模保育所と一緒に参加している。
2 0～2歳児が多い園なので、一緒に遊ぶことが 難しい…	<ul style="list-style-type: none"> ○水遊びができるスペースを借りる 認可保育所のベランダや園庭を借りる。
3 声をかけるきっかけが わからない…	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体や地域の子育てネットワークに参加 同じ地域で保育を担っている関係機関同士がお互いに顔の見える関係になることが交流・連携のきっかけになることが少なくない。
4 交流を始めることで負担が 増え、基本の保育に影響が 出るのでは…	<ul style="list-style-type: none"> ○年度初めに年間の予定を決める 年度初めに交流計画を立てて、お互いに負担のない形で年間の保育の一つとして実施する。 ○交流がむしろ基本の保育に活きてくる 最初は遊び場を借りるという目的で始めたが、訪問して保育士同士がお互いに情報交換することで基本の保育に活かせる情報が得られる。
5 交流中のケガや事故が 心配…	<ul style="list-style-type: none"> ○協定書を作成したり、ルールや手順を作成 事故が起こらないことが最も望ましく、経路や場所、交流の手順、プール利用にあたってのルールなどを定めておく。 ○事故に備えた保険の加入 ドッジボール大会などあらかじめ日程が決まっているイベントには「行事保険」があり、年間を通じて加入する場合には「施設損害賠償保険」「傷害保険」等がある。

(2) 身近な地域で公立・私立、認可・認証の枠を超えたネットワークの構築

～認可保育所・認証保育所に望まれる取組み～

多様な保育主体が同じ地域で同じく子育て支援に取り組んでいる中、(1)の個々の保育園同士の交流・連携だけでなく、公立・私立、認可・認証保育所のネットワークを構築していくことが求められます。さらには、保育の有無に限らず、地域の子育て家庭全体を支援する観点からは、さまざまな子育て支援団体がネットワークに参加することが必要であり、さらには就学後も見据えた学童保育との連携も必要です。

こうしたネットワークを構築する際、情報交換だけにとどまらず、ネットワークが協働して具体的な活動に取り組んでいくことも地域の子育て支援全体の向上につながっていきます。



提言V-2 認可保育所・認証保育所の交流連携を支援する施策の実施

平成23年度に行なった保育所待機児童問題に対する取組み事例に関するヒアリング調査では、区市町村が積極的にしくみづくりに関わることで「声がかけやすくなった」「交流が実現できた」ということが指摘されています。同じ地域の子どもが育つ環境をよりよくしていくために、東京都・区市町村において保育所間の交流・連携を促進する施策を講じていくことが求められます。

(1) 区市町村による認可保育所・認証保育所との連携促進

～区市町村に望まれる取組み～

認可保育所と認証保育所が交流・連携している実践事例では、区市町村が以下の取組みを行うことにより円滑な交流・連携がすすんでいます。区市町村がしくみとして認可保育所・認証保育所の連携促進を図るための制度を設けることが必要です。

表3 区市町村による認可保育所・認証保育所との連携促進方策

①「連携園」の提示

区市町村により認可保育所と認証保育所を1園ずつペアにした「連携園」を定めて提示し、交流内容は各園で調整して、その交流の状況は他の園も閲覧できるようにする。

②認可保育所に対して区市町村から協力依頼した上、協定書を作成

区市町村が認可保育所の園長会で認証保育所との交流・連携を依頼した上で、区市町村から認証保育所に対して認可保育所の園庭等を利用できる旨を通知する。さらに、区市町村として交流連携のための協定書を作成する。

③プールの利用について区市町村が調整するしくみ

区市町村が公立認可保育所・幼稚園に対してプールの「貸出調査」を実施した上で、私立保育所や認証保育所に対して「利用希望調査」を実施して調整する。使用にあたってのマニュアルを区市町村が用意する。

(2) 東京都による「認可保育所・認証保育所との連携促進」のための区市町村包括補助の実施

～東京都に望まれる取り組み～

認可保育所と認証保育所の交流・連携では、区市町村がしくみを作り、コーディネート機能を果たすことにより円滑な促進が期待されます。したがって、東京都には、「子供家庭支援区市町村包括補助事業」において、区市町村が認可保育所・認証保育所との連携促進に取り組むことをメニューとして包括補助を実施することにより、地域の実情に応じたしくみづくりを推進することが求められます。

(3) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助の努力・実績加算による認証保育所との交流・連携の促進

～東京都に望まれる取り組み～

保育所が交流・連携を希望する際には、付き添いや見守りのための人員が必要になっています。実際に交流を行なっている園へのヒアリングにおいても、交流先の保育所への移動の際に子ども8人に対して職員が3～4人で付き添いをしているという状況がありました。交流・連携で実現される子どもや職員の体験は、就学を見据えた子どもの育ちや保育人材の養成にもつながります。

保育所間での交流保育に留まらず、施設設備の賃借や行事への招待を行う事についても、地域の子どもの育ちにつながることから、保育所間交流を民間社会福祉施設サービス推進費補助における努力・実績加算の項目に加え、認可保育所が主導し、地域の保育所間の交流を促進していくことが必要です。

<保育所待機児問題対策プロジェクトにおける調査（平成22年～24年度）>

- 認可・認証保育所ならびにその利用者・利用希望保護者調査 [平成22年度]
- 保育所待機児童に関する区市町村保育主管課調査 [平成22年度、平成23年度]
- 保育所待機児童問題に対する取り組み事例（自治体、保育関係団体、保育所等） [平成23年度]
- 保育所分園調査（都内107か所） [平成24年度]
- 保育所間交流・連携事例（認可保育所・認可保育所） [平成24年度]